

北海道スペースポートネーミングライツ募集要項

大樹町では北海道スペースポートの施設（宇宙交流センター及び滑走路）について、民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）の広告の機会を拡大するとともに、北海道スペースポートの拡充整備等の財源を確保すること等を目的にネーミングライツ（施設命名権）を取得するネーミングライツパートナーを募集します。

1 対象施設及び施設概要

対象施設	宇宙交流センター
所在地	北海道広尾郡大樹町字美成 1 6 9 番地
施設概要	別添「宇宙交流センター 施設概要」のとおり

対象施設	滑走路
所在地	北海道広尾郡大樹町字美成 1 6 9 番地
施設概要	別添「滑走路 施設概要」のとおり

2 応募資格

ネーミングライツパートナーの対象となる事業者等は、北海道スペースポート施設にふさわしい事業者等とし、北海道スペースポートネーミングライツ事業実施要綱第 4 条に掲げる事業者等を除きます。

3 ネーミングライツの留意事項

北海道スペースポート施設の愛称として、企業名又は事業者名、商品・ブランド名などの名称を付与することができます。ただし、次の事項に留意してください。

(1) 愛称に関する条件

- ア 愛称は、施設の設置目的にふさわしいものとしてください。
- イ 町民及び施設利用者に親しみやすく、分かりやすいものとしてください。
- ウ 次のいずれかに該当するものは、愛称等として使用できません。
 - ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ③ 政治性又は宗教性のあるもの
 - ④ 反社会的若しくは政治的な主義若しくは主張を含んだもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑤ 美観を損なうもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑥ その他町長が特に適当でないと認めたもの

(2) 愛称の変更

町民及び施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内における愛称の変更はできないものとします。ただし、町長が特に必要と認めるときはこの限りではありません。

4 契約条件

対象施設	ネーミングライツ料 (契約金額)	契約期間	愛称使用開始時期	備考
宇宙交流センター	5,000 万円以上	5 年間	令和4年10月1日	・ネーミングライツ料については、5年間分を一括して契約締結日の2週間後までに納入いただきます。(令和4年8月上旬を予定)
滑走路	1 億円以上			

5 ネーミングライツに付帯する権利

- (1) 大樹町が作成する施設案内パンフレットなどの広報印刷物や町ホームページについては、愛称を積極的に使用するものとします。
- (2) 愛称と施設写真をネーミングライツパートナーの広報及び広告並びに販売促進等で使用できます。
- (3) その他、希望する事項があれば協議に応じます。

6 費用の負担

ネーミングライツ料以外の費用負担については、次表のとおりです。

区分	ネーミングライツパートナー	町
対象施設の案内看板等の製作・設置・変更(※1)	△	△
契約期間終了後の原状回復(※2)	△	△
町作成のパンフレット等の印刷物、ホームページの制作(※3)		○

- ※1 対象施設の案内看板等の製作と設置に係る初回の費用は町が負担します。変更については、町と協議の上、可能と判断された場合にはネーミングライツパートナーの負担で変更できることとします。
- ※2 契約終了後の原状回復については、原則として町が行うこととし、変更した部分については、町とネーミングライツパートナーが協議の上、決定することとします。
- ※3 印刷物については、ネーミングライツ契約後、新たに制作するものに限りません。

7 応募方法

(1) 募集期間

令和4年4月1日(金曜日)から令和4年6月30日(木曜日)まで
受付時間は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 応募方法

募集期間内に(3)の申込書類を持参又は郵送により提出してください。

※申込書類の提出先は「9 問合せ先・申込書類の提出先」とおりです。

※郵送の場合は、募集期間の最終日の午後5時までに必着とします。

(3) 申込書類及び提出部数

番号	申込書類	提出部数	留意事項
①	ネーミングライツ事業応募申請書	1部	様式第1号
②	ネーミングライツ事業応募に係る誓約書	1部	様式第2号
③	法人等役員名簿	1部	様式第3号 個人の場合は除く
④	事業者等の事業概要、事業計画がわかる書類	1部	
⑤	定款、寄附行為、またはこれらに類する書類	1部	個人の場合は除く
⑥	登記事項証明書（商業登記簿謄本）	1部	原本又は写し（提出日において発行日より3か月以内のもの） 個人の場合は除く
⑦	印鑑証明書	1部	原本又は写し（提出日において発行日より3か月以内のもの）
⑧	直近3ヶ年度の決算報告書及び事業報告書	1部	
⑨	直近の1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人道民税、法人事業税並びに町民税を滞納していないことを証明する書類	1部	

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 **令和4年4月1日(木曜日)から令和4年4月15日(金曜日)まで**
- ② 受付方法 質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、「9 問合せ先・申込書類の提出先」に持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

イ 回答

質問の要旨及び回答は、**令和4年4月22日（金曜日）までに**、町ホームページ内に掲載します。

(5) 注意事項

- ア 申込書の再提出及び修正はできません。
- イ 申込みに係る経費は、すべて申込者の負担とします。
- ウ 申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- エ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- オ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- カ 町が必要と認めたときは、追加資料の提出を求める場合があります。
- キ 応募の内容や選考の結果等については、大樹町情報公開条例（平成15年3月12日条例第5号）の定めるところにより、公開されることがあります。
- ク 契約後、指定した期日までにネーミングライツ料の納入がない場合は、契約を解除することがあります。

- ケ ネーミングライツパートナーが、法律、条例等に違反し、又はそのおそれがあると町長が認めた場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。
- コ ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生した場合は、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

8 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

町が別途設置する「大樹町ネーミングライツ審査委員会」（以下「委員会」という。）において、応募者から提出された申込書類の審査・評価等を実施します。

なお、応募が1件のみであった場合も、町のネーミングライツパートナーとしてふさわしいか委員会において審査を実施します。

(2) 審査基準

審査項目	審査の主な視点	配点
ネーミングライツ料	配点× $\frac{\text{当該応募者の提案金額}}{\text{応募者のうち最も高い提案金額}}$	50点
愛称名	・親しみやすさ、呼びやすさ ・施設の設置目的やイメージとの整合性	20点
応募者、応募企業	・応募者、応募企業の経営理念・事業内容 ・財務状況から見た経営の安定性 等	10点
地域貢献	・地域貢献等の活動実績及び今後の計画 ・応募者、応募企業の提案内容 等	20点
合 計		100点

※審査項目（愛称名、応募者、応募企業、地域貢献）のうち、配点の2割に満たない項目がある場合は、失格とします。

(3) 審査結果の決定

応募者から提出された申込書類を委員会が審査、順位付けした結果を踏まえ、最終的に町長がネーミングライツパートナー、愛称、ネーミングライツ料及びネーミングライツ付与期間を決定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果の決定後、応募者に対し、採用の可否をそれぞれ大樹町ネーミングライツ事業採用決定通知書（様式第4号）又は大樹町ネーミングライツ事業不採用決定通知書（様式第5号）により通知します。

なお、採用決定者との協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいるときは、その応募者と順次協議を行います。

9 問合せ先・申込書類の提出先

〒089-2195 北海道広尾郡大樹町東本通3-3
大樹町役場 企画商工課 航空宇宙推進室
TEL : 01558-6-2113 FAX : 01558-6-2495
E-mail : uchu@town.taiki.hokkaido.jp

10 参考資料

- (1) 宇宙交流センター 施設概要
- (2) 滑走路 施設概要
- (3) 様式1「ネーミングライツ事業応募申請書」
- (4) 様式2「ネーミングライツ事業応募に係る誓約書」
- (5) 様式3「法人等役員名簿」
- (6) 様式4「大樹町ネーミングライツ事業採用決定通知書」
- (7) 様式5「大樹町ネーミングライツ事業不採用決定通知書」